

# 高槻市企業定着促進補助金

## 《制度案内》

～「騒音・振動・臭気」を低減する設備の新規導入及び改修等への補助を行います～

高槻市では既存の工業集積地に住宅が建設され、工場の操業に影響を及ぼす、いわゆる「住工混在」の問題に対応するため、中小企業が「騒音・振動・臭気」を低減する設備の新規導入又は改修等を実施する場合に一定額の補助を行っています。

中小企業が実施する良好な操業環境づくりに対して支援を行うことにより、周辺住民との良好な関係を築き、既存企業の定着を促進します。

### 1. 補助対象事業者

中小企業者<sup>(\*1)</sup>で市内に製造拠点のある製造業<sup>(\*2)</sup>の方

(<sup>\*1</sup>)「資本金又は出資総額3億円以下」又は「従業員300人以下」（中小企業基本法に基づく）

(<sup>\*2</sup>)「日本標準産業分類：大分類E」

### 2. 補助対象経費

周辺住民の生活環境を保全する効果が見込まれる設備等の新規導入又は改修にかかる費用

※効果の向上を伴わない補修、メンテナンス等は対象外。

※実施年度内（毎年3月末日の開庁日）までに新規導入又は改修、効果測定、経費支払が完了するものが対象。

#### ◆対象設備例

- ① 防音設備（機械設備から発生する騒音を低減する設備）
- ② 防音効果のある建物、建物付属設備（防音壁、防音ガラス等）
- ③ 防振設備（機械設備から発生する振動を低減する設備）
- ④ 脱臭装置（機械装置や原材料等から発生する臭気を低減する設備）
- ⑤ 臭気低減のための改修工事（排出口の向きや位置、高さ変更等の工事）
- ⑥ その他、工場内から出る騒音を低減するために行う設備の新規導入又は改修等

※いずれの場合も、測定器や検査機関による設置・施工前後の定量的な効果確認の証明書類が必要です。

### 3. 補助金額

補助対象経費の50%以内（最大500万円） ※対象経費の支払等を確認した後に補助。

### 4. 申請期間

補助対象事業の実施年度内（4月1日～3月31日）

※年度の初日または末日が開庁日（土・日・祝等）の場合は、その翌日および前日が申請期間の開始・終了日となります。

※期間内であっても対象予算がない場合および予算額に達した場合は申請はできませんので、ご注意ください。



高槻市 街にぎわい部 産業振興課

## 5. 補助金の活用事例



(防音壁の設置により、騒音を9.0デシベル低減する効果を確認)

### 補助金活用事例



住宅地と近接している工場を有する企業様が、騒音に配慮し、いち早く防音対策に取り組んでいます。

工場周辺に防音壁を新たに設置することで、騒音が低減し、近隣住民から一定の理解を得て、操業を継続しています。

## 6. 申請書類

※補助事業（設備の導入・施工等）着手前の申請が必要です。

※測定器や検査機関による対策設備の設置・施工前後の測定値等に関する証明書類が必要です。

### 【申請様式】

- ① 高槻市企業定着促進補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 高槻市企業定着補助金事業計画書（様式第2号）
- ③ 要件確認申立書（様式第16号）

### 【添付書類】

- ① 履歴事項全部証明書（法人＝申請者分）
- ② 定款（写）
- ③ 前年度決算資料（写）
- ④ 市税の完納証明書（申請日から10日以内に発行されたもの）
- ⑤ 会社概要・事業案内資料（企業概要パンフレット等）
- ⑥ 騒音・振動の測定・診断書等（事業実施前の現状値を証明するもの）  
※事業実施後の測定値は完了報告時に添付
- ⑦ 補助対象設備の資料（見積書、設計図面、効果・製品仕様書等）
- ⑧ その他市長が求める書類（必要に応じて添付）

## 7. 問合せ先

高槻市 街にぎわい部 産業振興課

〒569-0067 大阪府高槻市桃園町2番1号(高槻市総合センター9階)

TEL 072-674-7411 FAX 072-675-3133